

公募委員について

【公募委員について（考え方）】

<新潟市附属機関等に関する指針>（抜粋）

（委員の選任）

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

（1）～（6） 略

（7）委員の一部は、公募により選任する。

2～5 略

<新潟市区自治協議会条例>（※H30.4.1 施行）

（組織）

第2条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから区長が推薦した者を委員として委嘱する。

（1）・（2） 略

（3）前2号に掲げる者のほか、区内（区長が特に認める場合にあっては、市内）に住所を有する者で、区長が必要とみとめたもの

⇒中央区自治協議会も市の附属機関であり、条例の規定により公募委員をおく。

ただし、「公募による者は、区民による区政への参画機会を確保する趣旨から、区内に住所を有することを必須」（新潟市区自治協議会運営指針より）とする。

【公募委員について委員推薦会議で検討するもの】

A：公募委員の人数

B：公募委員の選考方法

（どのような試験を実施するか）

C：公募委員の選考基準

（上記の試験を経てどのように合否判定を行うか）